

通知預金

（2023 年 7 月 3 日現在）

1. 商品名（愛称）	通知預金
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. 期間	期間の定めはありません。ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	一括してお預け入れいただきます。 5,000 円以上 1 円単位
5. 払戻方法	随時解約（一括払戻し）できます。ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	変動金利。毎日の店頭表示の利率を適用します。 解約時（払い戻し時）に一括してお支払いします。 付利単位を 1,000 円とした1年を 365 日とする日割計算とします。
7. 税金	個人のお客さま…20%（国税 15%、地方税 5%） （ただしマル優ご利用の場合は除きます） 法人のお客さま…15%（国税 15%） ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	個人のお客さまの場合、マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード、窓口、ホームページでご確認ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）